様式第二十六から様式第四十五までを削る。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第二十四条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ 2～11　［略］ 12　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 13　［略］ （書面の交付） **第三条の十三**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］	（供給条件の説明等） **第三条の十二**　［略］ 2～11　［略］ 12　法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 13　［略］ （書面の交付） **第三条の十三**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］
（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三条の十五**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 （供給条件の説明等） **第四十五条の十五**　［略］ 2～11　［略］ 12　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 13　［略］ （書面の交付） **第四十五条の十六**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］	（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第三条の十五**　令第二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法 （供給条件の説明等） **第四十五条の十五**　［略］ 2～11　［略］ 12　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明時交付事項を記録したものを交付する方法 13　［略］ （書面の交付） **第四十五条の十六**　［略］ 2～4　［略］ 5　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを交付する方法 6　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

績届出様式（様式第二十一）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項	
六　法第二十九条第二項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実績届出様式（様式第二十二）に記録すべき事項及び国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面に記載すべき事項	